

事務連絡  
平成26年6月27日

各〔都道府県〕  
〔保健所設置市〕衛生主管部（局）御中  
〔特別区〕

厚生労働省健康局  
がん対策・健康増進課

労働安全衛生法の一部を改正する法律の周知について（依頼）

労働安全衛生法の一部を改正する法律（平成26年法律第82号。以下「改正法」という。）については、本年3月13日に第186回国会に提出され、6月19日に可決成立し、6月25日公布されたところです。

近年、労働者が職場から受けるストレスは高い状況で推移しており、精神障害を原因とする労災給付の支給決定の件数は年々増加している状況です。また、職場における受動喫煙防止対策の取組は未だ十分とはいえない状態であり、国による支援等を通じ、一層の取組の推進が求められるところです。

改正法は、こうした最近の社会情勢の変化や労働災害の動向に即応し、労働者の安全と健康を確保するため、労働安全衛生対策の一層の充実を図ることを目的としています。また、改正法の施行期日は、その内容に応じて、改正法の公布の日から起算して6月、1年、1年6月又は2年を超えない範囲内において政令で定める日とされています。

厚生労働省労働基準局において、別添のとおり、各都道府県労働局長宛に通達を発出し、改正法の円滑な施行に向けて準備を求めているところですが、貴職におかれましても、国民の安全と健康を確保するため、改正法の趣旨に鑑み、周知が必要と考えられる関係各方面への周知をお願いいたします。